

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる  
協議が調っていることの証明書

令和7年12月25日付け第3回藤沢市運賃協議会において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている路線又は営業区域、運行系統又は運送の区間

01系統 善行駅東口～亀井野団地～善行駅東口 (2. 8 km)

02系統 善行駅東口～立石ハイツ～善行駅東口 (3. 7 km)

(別紙1 路線・系統図のとおり)

2. 協議が整っている運賃(料金)の種類、額及び適用方法

(1) 普通旅客運賃

【変更なし】

大人(中学生以上) : 300円

小人(未就学児除く中学生未満) : 100円

幼児(未就学児) : 大人1人につき2名まで無料

(2) 旅客運賃の割引・その他営業割引サービス

ア. 01系統及び02系統の継続乗車にかかる割引

【変更】

(ア) 01系統から継続で乗車する場合のみ、02系統「②善行市民センター」までを追加運賃なしで利用できる。また、02系統「⑪善行市民センター」から継続で乗車する場合のみ、01系統までを追加運賃なしで利用できる。

【追加】

(イ) (2)ア. にかかる割引施策の変更を「軽微な変更」と位置づけ、藤沢市運賃協議会での協議が調ったものとして扱う。

3. 運賃を定める事業者の氏名又は名称

フジ交通株式会社

4. 適用する期間又は区間その他条件を付す場合にはその条件

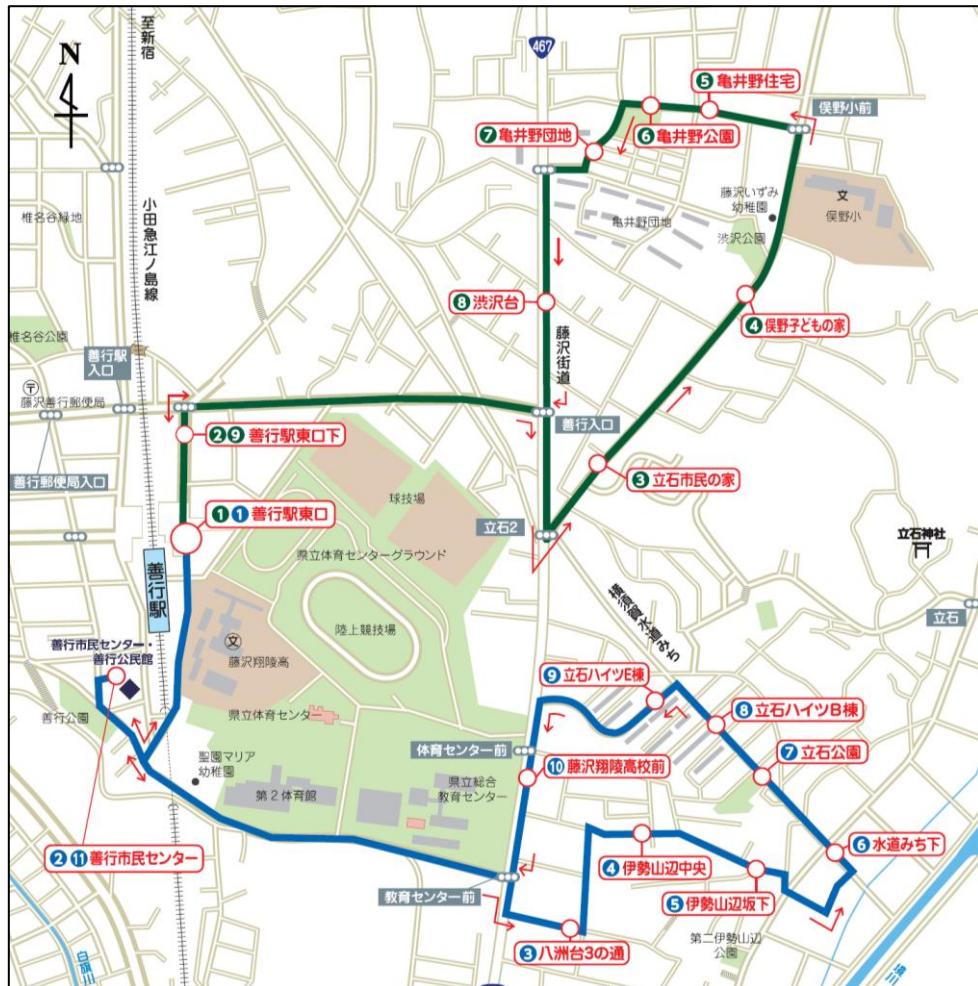
2. (2)ア. は、令和8年3月1日から適用する。

令和7年12月 日  
藤沢市運賃協議会

## 路線・系統図 (01・02 系統)

運行ルートおよび停留所

■ ルート【01系統】 ■ ルート【02系統】 ○ 停留所



01 系統	
①	善行駅東口
②	善行駅東口下
③	立石市民の家
④	保野子どもの家
⑤	亀井野住宅
⑥	亀井野公園
⑦	亀井野団地
⑧	渋沢台
⑨	善行駅東口下
①	善行駅東口

起点

終点

02 系統	
①	善行駅東口
②	善行市民センター
③	八洲台 3 の通
④	伊勢山辺中央
⑤	伊勢山辺坂下
⑥	水道みち下
⑦	立石公園
⑧	立石ハイツ B 棟
⑨	立石ハイツ E 棟
⑩	藤沢翔陵高校前
⑪	善行市民センター
①	善行駅東口

起点

終点